

2015年版 加藤光夫の社労士合格レッスン 基本書
【法改正・正誤のお知らせ】

(3666)

平成27年7月7日
 (株)住宅新報社 出版・企画グループ
 TEL 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

労働基準法		
ページ・位置	改正前	改正後
P15 二つ目のポイント	(平 20. 11. 28 厚労告 532 号)	(平 27. 3. 18 厚労告 68 号)
P15 二つ目のポイント 表中③	システムアナリスト試験合格者、アクチュアリー試験合格者	IT ストラテジスト試験合格者、システムアナリスト試験合格者、アクチュアリー試験合格者
P60 「休憩の特例」 表中 「自由利用の除外」欄に追加	③居宅訪問型保育事業に使用される労働者のうち、家庭的保育者として保育を行う者（同一の居宅において、一の児童に対して複数の家庭的保育者が同時に保育を行う場合を除きます）（許可不要）	
労働者災害補償保険法		
P192 【厚生労働省令で定める要件】の②	②配偶者が、学校等に在学し、又は公共職業能力開発施設の	②配偶者が、学校等に在学し、 保育所もしくは幼保連携型認定こども園に通い、又は公共職業能力開発施設の
P216 「(2)支給額」 表中③	③介護に要する費用として支出された費用の額が 56,600 円未満	③介護に要する費用として支出された費用の額が 56,790 円未満
同 表中 「①/支給事由が生じた月」の欄	実費支給 (上限 104,290 円)	実費支給 (上限 104,570 円)
同 表中 「①/翌月以降」の欄	実費支給 (上限 104,290 円)	実費支給 (上限 104,570 円)
同 表中 「②/翌月以降」の欄	56,600 円 (定額支給)	56,790 円 (定額支給)
同 表中 「③/翌月以降」の欄	56,600 円 (定額支給)	56,790 円 (定額支給)
P217 上 1、2 行目	介護補償給付の額は、104,290 円が 52,150 円、56,600 円が 28,300 円となります。	介護補償給付の額は、 104,570 円が 52,290 円、 56,790 円が 28,400 円となります。
P254 「(2)加入手続」 二つ目のポイントの下に 参考を追加	参考 特別加入の承認は、申請日の翌日から起算して 30 日の範囲内において申請者が希望する日とされています。	
雇用保険法		
P284 下 4 行目	(則 17 条の 2 第 3 項)	(則 17 条の 2 第 1 項)
P284 下 3、2 行目	やむを得ない理由があるときを除き、	削除
P334 上 17 行目	【支給申請】(則 92 条 1 項・2 項)	【支給申請】(則 92 条 1 項)
P335 下 12 行目	【支給申請】(則 99 条 1 項・2 項)	【支給申請】(則 99 条 1 項)
P343 下 15 行目	(3)支給申請等 (則附則 27 条 1 項～4 項・7 項、28 条 1 項、30 条)	(3)支給申請等 (則附則 27 条 1 項～ 3 項 ・ 6 項、28 条 1 項、30 条)

P364 「2 時効」中 ボイントの上にボイント を追加	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">ポイント</div> 雇用保険の各給付のうち、就業手当、再就職手当、就業促進定着手当、常用就職支度手当、移転費、広域求職活動費、一般教育訓練に係る教育訓練給付金、専門実践教育訓練に係る教育訓練給付金、教育訓練支援給付金、高年齢雇用継続基本給付金、高年齢再就職給付金、育児休業給付金、介護休業給付金は申請期限が過ぎた場合でも、時効が完成するまでの2年間について申請が可能です。																															
労働保険の保険料の徴収等に関する法律																																
P381 「(1)要件」 条文中 ③下2行目	請負金額が1億9,000万円 請負金額(消費税等相当額を除く)が1億8,000万円																															
P384 下3行目	②請負金額が1億9,000万円以上であること ②請負金額(消費税等相当額を除きます)が1億8,000万円以上であること																															
P388 「(2)賃金総額の特例」表中及び図中	請負金額×労務费率* 請負金額*×労務费率																															
P388 下のボイントを差し替え↓ P389 参考の上に移動	※当分の間は、～(中略)～これを切り捨てます。 ※消費税等相当額(消費税及び地方消費税に相当する額)を除きます。																															
P388 下6行目	原則：請負契約上の請負代金 原則：請負契約上の請負代金*																															
P388 下4行目	その価額・損料に相当する額を請負代金に加算します。 その価額・損料に相当する額*を請負代金*に加算します。																															
P388 下2行目	その価額に相当する額を請負代金に加算しません。 その価額に相当する額*を請負代金*に加算しません。																															
P389 上1、2行目	その価額に相当する額を請負代金から控除します。 その価額に相当する額*を請負代金*から控除します。																															
P389 参考 上1行目	(水力発電施設、ずい道等新設事業等)～38% (舗装工事業)～40%																															
P389 「解説します」1、2行目	事業の種類(55区分)ごとに最高1000分の89(水力発電施設、ずい道等新設事業)から 事業の種類(54区分)ごとに最高1000分の88(金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除きます)又は石灰石鉱業)から																															
P390、391 【 労災保険率表 】を以下のように修正																																
事業の種類分類	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">事業の種類</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">労災保険率</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">改正前</th> <th style="text-align: center;">改正後 (変更点網掛)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>林業</td> <td>1000分の60</td> <td>1000分の60</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">漁業</td> <td>海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除きます)</td> <td>1000分の20</td> </tr> <tr> <td>定置網漁業又は海面魚類養殖業</td> <td>1000分の40</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">鉱業</td> <td>金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除きます)又は石灰石鉱業</td> <td>1000分の88</td> </tr> <tr> <td>石灰石鉱業又はドロマイト鉱業</td> <td>1000分の19</td> </tr> <tr> <td>原油又は天然ガス鉱業</td> <td>1000分の5.5</td> </tr> <tr> <td>採石業</td> <td>1000分の58</td> </tr> <tr> <td>その他の鉱業</td> <td>1000分の25</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">建設事業</td> <td>水力発電施設、ずい道等新設事業</td> <td>1000分の89</td> </tr> <tr> <td>道路新設事業</td> <td>1000分の16</td> </tr> <tr> <td>舗装工事業</td> <td>1000分の10</td> </tr> </tbody> </table>	事業の種類	労災保険率		改正前	改正後 (変更点網掛)	林業	1000分の60	1000分の60	漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除きます)	1000分の20	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の40	鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除きます)又は石灰石鉱業	1000分の88	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の19	原油又は天然ガス鉱業	1000分の5.5	採石業	1000分の58	その他の鉱業	1000分の25	建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の89	道路新設事業	1000分の16	舗装工事業	1000分の10
事業の種類	労災保険率																															
	改正前	改正後 (変更点網掛)																														
林業	1000分の60	1000分の60																														
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除きます)	1000分の20																														
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1000分の40																														
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除きます)又は石灰石鉱業	1000分の88																														
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1000分の19																														
	原油又は天然ガス鉱業	1000分の5.5																														
	採石業	1000分の58																														
	その他の鉱業	1000分の25																														
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1000分の89																														
	道路新設事業	1000分の16																														
	舗装工事業	1000分の10																														

	鉄道又は軌道新設事業	1000 分の 17	1000 分の 9.5
	建築事業(既設建築物設備工事業を除きます)	1000 分の 13	1000 分の 11
	既設建築物設備工事業	1000 分の 15	1000 分の 15
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1000 分の 7.5	1000 分の 6.5
	その他の建設事業	1000 分の 19	1000 分の 17
製造業	食料品製造業(たばこ等製造業を除きます)	1000 分の 6	1000 分の 6
	たばこ等製造業	1000 分の 6	—
	繊維工業又は繊維製品製造業	1000 分の 4	1000 分の 4.5
	木材又は木製品製造業	1000 分の 13	1000 分の 14
	パルプ又は紙製造業	1000 分の 7.5	1000 分の 7
	印刷又は製本業	1000 分の 3.5	1000 分の 3.5
	化学工業	1000 分の 5	1000 分の 4.5
	ガラス又はセメント製造業	1000 分の 7.5	1000 分の 5.5
	コンクリート製造業	1000 分の 13	1000 分の 13
	陶磁器製品製造業	1000 分の 19	1000 分の 19
	その他の窯業又は土石製品製造業	1000 分の 26	1000 分の 26
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除きます)	1000 分の 6.5	1000 分の 7
	非鉄金属精錬業	1000 分の 7	1000 分の 6.5
	金属材料品製造業(鋳物業を除きます)	1000 分の 7	1000 分の 5.5
	鋳物業	1000 分の 17	1000 分の 18
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめっき業を除きます)	1000 分の 10	1000 分の 10
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めっき業を除きます)	1000 分の 6.5	1000 分の 6.5
	めっき業	1000 分の 7	1000 分の 7
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除きます)	1000 分の 5.5	1000 分の 5.5
	電気機械器具製造業	1000 分の 3	1000 分の 3
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除きます)	1000 分の 4.5	1000 分の 4
	船舶製造又は修理業	1000 分の 23	1000 分の 23
	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除きます)	1000 分の 2.5	1000 分の 2.5
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1000 分の 4	1000 分の 3.5	
その他の製造業	1000 分の 7	1000 分の 6.5	
運輸業	交通運輸事業	1000 分の 4.5	1000 分の 4.5
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除きます)	1000 分の 9	1000 分の 9
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除きます)	1000 分の 11	1000 分の 9
	港湾荷役業	1000 分の 16	1000 分の 13

電気、ガス、水道、 熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1000 分の 3	1000 分の 3			
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1000 分の 12	1000 分の 13			
	清掃、火葬又はと畜の事業	1000 分の 13	1000 分の 12			
	ビルメンテナンス業	1000 分の 5.5	1000 分の 5.5			
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業 又はゴルフ場の事業	1000 分の 6.5	1000 分の 7			
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1000 分の 2.5	1000 分の 2.5			
	卸売業、小売業、飲食店又は宿泊業	1000 分の 3.5	1000 分の 3.5			
	金融業、保険業又は不動産業	1000 分の 2.5	1000 分の 2.5			
	その他の各種事業	1000 分の 3	1000 分の 3			
P391 下 1 行目	※「船舶所有者の事業」の労災保険率は 「1000 分の 50」とされています	※「船舶所有者の事業」の労災保険率は 「1000 分の 49 」とされています				
P392 上 9 行目	ただし、平成 26 年度においては	ただし、平成 27 年度においては				
P392 上 11 行目	(平 26. 1. 27 厚労告 14 号)	(平 27. 2. 12 厚労告 20 号)				
P392 表中 下 1 段目	平成 26 年度	平成 27 年度				
P397 参考 中上 1、2 行目	最低が家内労働者に係る動力機械による 作業	最低が 指定農業機械作業従事者等				
P397 下の 解説します 中 下 1 行目	一律 1000 分の 4 です	一律 1000 分の 3 です				
P400 【概算保険料の計 算例】中 1 行目	平成 26 年度の概算保険料の	平成 27 年度の概算保険料の				
同 表中	平成 25 年度実績額 平成 26 年度見込額	平成 26 年度実績額 平成 27 年度見込額				
P419 「(1)適用要件」中 下 2 行目	請負金額が 1 億 2,000 万円以上、	請負金額 (消費税等相当額を除きます) が 1 億 1,000 万円以上、				
P432 表中	雇用保険率 (平成 26 年度)	雇用保険率 (平成 27 年度)				
労務管理その他の労働に関する一般常識						
P476 表タイトル	【労働者派遣事業の平成 24 年度事業報 告の集計結果】	【労働者派遣事業の平成 25 年度事業報 告の集計結果】				
同 「派遣労働者数」の欄	約 245 万人 (対前年度比 6.3%減)	約 252 万人 (対前年度比 2.6%増)				
同 「常用換算派遣労働者 数」の欄	約 129 万人 (対前年度比 2.8%減)	約 126 万人 (対前年度比 1.8%減)				
同 「一般労働者派遣事業 /常時雇用労働者」の欄	536,163 人 (対前年度比 4.7%減)	523,187 人 (対前年度比 2.4%減)				
同 「登録者」の欄	1,630,881 人 (対前年度比 8.0%減)	1,716,220 人 (対前年度比 5.2%増)				
同 「特定労働者派遣事業 /常時雇用労働者」の欄	283,810 人 (対前年度比 1.3%増)	275,738 人 (対前年度比 2.8%減)				
P489 表中最下段に追加	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">平成 26 年</td> <td style="padding: 5px;">1.82%</td> <td style="padding: 5px;">44.7%</td> </tr> </table>			平成 26 年	1.82%	44.7%
平成 26 年	1.82%	44.7%				
P521 最下段に 参考 を追 加	参 考 行動計画策定指針の策定・変更之际には、あらかじめ、子ども・子育て 会議の意見を聴くこととされています。					
P522 上 3 行目	都道府県行動計画を策定するものとされ ています。	都道府県行動計画を策定する ことができ ます 。				

P522 上4行目	おおむね1年に1回、	当該計画を策定したときは、おおむね1年に1回、
-----------	------------	-------------------------

P550 最下段に下記を追加

5	専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法 (有期雇用特別措置法)	B
---	----------------------------------------------------	---

(1) 目的 (法1条)

有期雇用特別措置法は、**専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の維持向上及び活用を図ることが当該専門的知識等を有する有期雇用労働者等の能力の有効な発揮及び活力ある社会の実現のために重要であることに鑑み、専門的知識等を有する有期雇用労働者がその有する能力を維持向上することができるようにする**など有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する特別の措置を講じ、併せて**労働契約法の特例**を定め、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(2) 労働契約法の特例 (法4条～8条)

労働契約法に規定する「有期労働契約の期間の定めのない労働契約への転換」の適用については、

- 第1種認定事業主と計画対象第1種特定有期雇用労働者との間の有期労働契約においては、通算契約期間が第1種認定計画に記載された**特定有期業務の開始の日から完了の日までの期間**（当該期間が**10年**を超える場合にあっては、**10年**）を超える場合に、無期転換申込権を行使することができます。
- 第2種認定事業主と計画対象第2種特定有期雇用労働者との間の有期労働契約においては、**定年後引き続いて当該第2種認定事業主に雇用されている期間**は、通算契約期間に**算入しません**。

ポイント つまり、無期転換申込権発生までの期間（5年）が延長され、これらの期間については、無期転換申込権が発生しないということです。

第1種認定事業主	第1種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画（第1種計画）を作成し、その第1種計画が適当である旨の厚生労働大臣の認定を受けた事業主
第2種認定事業主	第2種特定有期雇用労働者の特性に応じた雇用管理に関する措置についての計画（第2種計画）を作成し、その第2種計画が適当である旨の厚生労働大臣の認定を受けた事業主

(3) 定義等 (法2条)

「**特定有期雇用労働者**」とは、次のいずれかに該当する有期雇用労働者をいいます。

①	第1種特定有期雇用労働者	<p>専門的知識等を有する有期雇用労働者であって、特定有期業務に就くもの（②に該当する者を除きます）</p> <p>⇒ 事業主との間で締結された有期労働契約の契約期間に当該事業主から支払われると見込まれる賃金の額を1年間当たりの賃金の額に換算した額が1,075万円以上である者に限ります。</p>
---	---------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②	第2種特定 有期雇用労働者	定年（60歳以上のものに限ります）に達した後引き続き当該事業主に雇用される有期雇用労働者 ⇒ この事業主には、高年齢者雇用安定法に規定する特殊関係事業主にその定年後に引き続き雇用される場合にあっては、当該特殊関係事業主を含みます。					
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> ポイント <ul style="list-style-type: none"> ● 「専門的知識等」とは、専門的な知識、技術又は経験であって、高度のものとして厚生労働大臣が定める基準に該当するもの（博士の学位を有する者等）をいいます。 ● 「特定有期業務」とは、専門的知識等を必要とする業務であって、5年を超える一定の期間内に完了することが予定されているものをいいます。 </div> <p>(4) 適用除外（法12条）</p> <p>① 有期雇用特別措置法は、国家公務員及び地方公務員並びに船員法の適用を受ける船員については、適用しません。</p> <p>② 有期雇用特別措置法は、同居の親族のみを使用する事業については、適用しません。</p>							
P555 【労働力人口とは】と ポイント の間に追加	【最新情報の追加】（労働力調査（平成26年平均結果）） 労働力人口は、平成26年平均で6,587万人となり、前年に比べ10万人の増加（2年連続の増加）となりました。男女別にみると、男性は3,763万人と10万人の減少、女性は2,824万人と20万人の増加となりました。						
P555 【労働力人口比率】の記述の下 最下段に追加	【最新情報の追加】（労働力調査（平成26年平均結果）） 労働力人口比率は、平成26年平均で59.4%となり、前年に比べ0.1ポイントの上昇（2年連続の上昇）となりました。男女別にみると、男性は70.4%と0.1ポイントの低下、女性は49.2%と0.3ポイントの上昇となりました。						
P556 【完全失業者とは】の記述の下に追加	【最新情報の追加】（労働力調査（平成26年平均結果）） 完全失業者は、平成26年平均で236万人となり、前年に比べ29万人の減少（5年連続の減少）となりました。男女別にみると、男性は141万人と21万人の減少、女性は95万人と8万人の減少となりました。						
P556 【完全失業率】の表の上に追加	【最新情報の追加】（労働力調査（平成26年平均結果）） 完全失業率は、平成26年平均で3.6%となり、前年に比べ0.4ポイントの低下（4年連続の低下）となりました。男女別にみると、男性は3.7%と0.6ポイントの低下、女性は3.4%と0.3ポイントの低下となりました。完全失業率の男女差は0.3ポイントとなりました。 完全失業率を男女、年齢階級別にみると、前年に比べ男性はすべての年齢階級で低下、女性は45～54歳及び65歳以上を除く年齢階級で低下となりました。						
P556 【完全失業率】の表に追加	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 20%;">平成26年</td> <td style="width: 20%;">6,587</td> <td style="width: 20%;">59.4</td> <td style="width: 20%;">236</td> <td style="width: 20%;">3.6</td> </tr> </table>		平成26年	6,587	59.4	236	3.6
平成26年	6,587	59.4	236	3.6			
P557 【実質賃金とは】の記述の上に追加	【最新情報の追加】（毎月勤労統計調査（平成26年分）） 平成26年の1人平均月間現金給与総額は、規模5人以上で前年比0.8%増の316,567円となりました。 現金給与総額のうち、きまって支給する給与は、0.3%増の261,029円となりました。所定内給与は、前年と同水準の241,338円となりました。 所定外給与は3.1%増の19,691円となり、特別に支払われた給与は3.3%増の55,538円となりました。						

P557 【実質賃金とは】 の記述の下に追加	【最新情報の追加】(毎月勤労統計調査(平成26年分)) 平成26年においては、2.5%減となっています。					
P557 【労働時間】の表 の上に追加	【最新情報の追加】(毎月勤労統計調査(平成26年分)) 平成26年の1人平均月間総実労働時間は、規模5人以上で前年比0.3%減の145.1時間となりました。 総実労働時間のうち、所定内労働時間は、0.6%減の134.1時間となりました。所定外労働時間は、3.8%増の11.0時間となりました。 なお、月間の時間数を12倍して年換算すると、総実労働時間は1,741時間、所定内労働時間は1,609時間となりました。 総実労働時間を就業形態別にみると、一般労働者は0.1%増の168.4時間となり、パートタイム労働者は0.8%減の90.3時間となりました。					
P557 【労働時間】の表 に追加	<table border="1"> <tr> <td>平成26年</td> <td>145.1時間</td> <td>1,741時間</td> <td>134.1時間</td> <td>1,609時間</td> </tr> </table>	平成26年	145.1時間	1,741時間	134.1時間	1,609時間
平成26年	145.1時間	1,741時間	134.1時間	1,609時間		
P557 参考 の記述の下に 追加	【最新情報の追加】(就労条件総合調査(平成26年分)) 平成25年(又は平成24会計年度)1年間に企業が付与した年次有給休暇日数(繰越日数は除きます)は、労働者1人平均18.5日、そのうち労働者が取得した日数は9.0日で、取得率は48.8%となっています。					
P558 【変形労働時間制】 の記述の下に追加	【最新情報の追加】(就労条件総合調査(平成26年分)) 変形労働時間制を採用している企業割合は55.6%となっており、これを種類別(複数回答)にみると、「1年単位の変形労働時間制」が35.4%、「1カ月単位の変形労働時間制」が17.9%、「フレックスタイム制」が5.3%となっています。					
P558 参考 の記述の下に 追加	【最新情報の追加】(就労条件総合調査(平成26年分)) 一律定年制を定めている企業のうち、勤務延長制度もしくは再雇用制度又は両方の制度がある企業割合は94.0%となっています。これを制度別にみると、「勤務延長制度のみ」の企業割合は10.2%、「再雇用制度のみ」の企業割合は72.1%、「両制度併用」の企業割合は11.8%となっています。					
P558、559 【求人倍率】 の表(P559 1つ目の表) に追加	<table border="1"> <tr> <td>平成26年</td> <td>1.66</td> <td>1.09</td> </tr> </table>	平成26年	1.66	1.09		
平成26年	1.66	1.09				
P559 【賃金の改定事情】 の記述の下に追加	【最新情報の追加】(賃金引上げ等の実態に関する調査(平成26年分)) 平成26年中に賃金の改定を実施し又は予定している額も決定している企業について、賃金の改定の決定に当たり最も重視した要素をみると、「企業の業績」とした企業が50.7%と最も多く、「重視した要素はない」を除くと、「労働力の確保・定着」とした企業が5.8%、次いで、「雇用の維持」とした企業が5.2%となっています。企業規模別にみると、すべての規模で「企業の業績」とした企業が最も多くなっています。					
P559 【労働組合推定組織率】 の表及び表の下に 追加	<table border="1"> <tr> <td>平成26年</td> <td>17.5%</td> </tr> </table> <p>●平成26年におけるパートタイム労働者についての推定組織率は、6.7%となっています。</p>	平成26年	17.5%			
平成26年	17.5%					
健康保険法						
P628 「(1)支給要件」の表 中「評価療養」の欄に追加	●再生医療等製品の使用、支給(保険適用希望日から起算して240日以内に行われるものに限り)ます)					
P638 「(2)支給額」中 上1行目	原則「39万円」ですが、 原則「40万4千円」ですが、					

P638 「(2)支給額」 表中「支給額」の欄	<table border="1"> <tr><td>39万円</td></tr> <tr><td>39万円+3万円を超えない範囲内で 保険者が定める額(3万円)</td></tr> </table>	39万円	39万円+3万円を超えない範囲内で 保険者が定める額(3万円)	<table border="1"> <tr><td>40万4千円</td></tr> <tr><td>40万4千円+3万円を超えない範囲 内で保険者が定める額(1万6千円)</td></tr> </table>	40万4千円	40万4千円+3万円を超えない範囲 内で保険者が定める額(1万6千円)																										
39万円																																
39万円+3万円を超えない範囲内で 保険者が定める額(3万円)																																
40万4千円																																
40万4千円+3万円を超えない範囲 内で保険者が定める額(1万6千円)																																
P643 「(2)高額療養費算 定基準額」上 1行目	被保険者の所得により 3 つに区分されま す。	被保険者の所得により 5 つに区分されま す。																														
P643 「(2)高額療養費算 定基準額」中の表を差し替 え	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>標準報酬月額</th> <th rowspan="2">高額療養費算定基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>83万円以上</td> <td>252,600円+(医療費-842,000円)×100分の1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上位 所得者</td> <td>53万円以上 83万円未満</td> <td>167,400円+(医療費-558,000円)×100分の1</td> </tr> <tr> <td>28万円以上 53万円未満</td> <td>80,100円+(医療費-267,000円)×100分の1</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>28万円未満</td> <td>57,600円</td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td>35,400円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	標準報酬月額	高額療養費算定基準額	83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×100分の1	上位 所得者	53万円以上 83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×100分の1	28万円以上 53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×100分の1	一般	28万円未満	57,600円	低所得者	35,400円															
区分	標準報酬月額	高額療養費算定基準額																														
	83万円以上		252,600円+(医療費-842,000円)×100分の1																													
上位 所得者	53万円以上 83万円未満	167,400円+(医療費-558,000円)×100分の1																														
	28万円以上 53万円未満	80,100円+(医療費-267,000円)×100分の1																														
一般	28万円未満	57,600円																														
	低所得者	35,400円																														
P643 「(3)多数回該当」 中の表を差し替え	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>標準報酬月額</th> <th rowspan="2">高額療養費算定基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>83万円以上</td> <td>140,100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上位 所得者</td> <td>53万円以上 83万円未満</td> <td>93,000円</td> </tr> <tr> <td>28万円以上 53万円未満</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>28万円未満</td> <td>44,400円</td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td>35,400円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	標準報酬月額	高額療養費算定基準額	83万円以上	140,100円	上位 所得者	53万円以上 83万円未満	93,000円	28万円以上 53万円未満	44,400円	一般	28万円未満	44,400円	低所得者	35,400円															
区分	標準報酬月額	高額療養費算定基準額																														
	83万円以上		140,100円																													
上位 所得者	53万円以上 83万円未満	93,000円																														
	28万円以上 53万円未満	44,400円																														
一般	28万円未満	44,400円																														
	低所得者	35,400円																														
P646 「(2)介護合算算定 基準額」中の表を差し替え	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">70歳未満</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>標準報酬月額</th> <th rowspan="2">介護合算算定基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>83万円以上</td> <td>2,120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">上位 所得者</td> <td>53万円以上 83万円未満</td> <td>1,410,000円</td> </tr> <tr> <td>28万円以上 53万円未満</td> <td>670,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>28万円未満</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td>340,000円</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">70歳以上</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>介護合算算定基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現役並み所得者</td> <td>670,000円</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>560,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅱ</td> <td>310,000円</td> </tr> <tr> <td>低所得者Ⅰ</td> <td>190,000円</td> </tr> </tbody> </table>		70歳未満			区分	標準報酬月額	介護合算算定基準額	83万円以上	2,120,000円	上位 所得者	53万円以上 83万円未満	1,410,000円	28万円以上 53万円未満	670,000円	一般	28万円未満	600,000円	低所得者	340,000円	70歳以上		区分	介護合算算定基準額	現役並み所得者	670,000円	一般	560,000円	低所得者Ⅱ	310,000円	低所得者Ⅰ	190,000円
70歳未満																																
区分	標準報酬月額	介護合算算定基準額																														
	83万円以上		2,120,000円																													
上位 所得者	53万円以上 83万円未満	1,410,000円																														
	28万円以上 53万円未満	670,000円																														
一般	28万円未満	600,000円																														
	低所得者	340,000円																														
70歳以上																																
区分	介護合算算定基準額																															
現役並み所得者	670,000円																															
一般	560,000円																															
低所得者Ⅱ	310,000円																															
低所得者Ⅰ	190,000円																															

P670 下3行目	及び児童手当拠出金	及び子ども・子育て拠出金
P674 上4行目	12分の3に相当する額	12分の3（当分の間、12分の2）に相当する額
P678 表下に参考を追加	参 考 平成27年の特例基準割合は「1.8%」です。	
国民年金法		
P706 「(3)厚生年金保険法による保険料徴収権が時効により消滅した場合の特例」中 上2行目	(届出又は確認の請求があった後に	(届出、確認の請求又は厚生年金保険原簿の訂正の請求があった後に
P715 <u>ポイント</u> 中下2行目	政令で定める審議会)に諮問	政令で定める審議会(地方年金記録訂正審議会)に諮問
P738 「(7)既裁定者の調整期間における改定率の改定の特例」の上に <u>ポイント</u> を追加	<p>ポイント 調整期間において、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回り、名目手取り賃金変動率が1以上となり、かつ、調整率が1以下となる場合における改定率の改定については、新規裁定者に係るもの、既裁定者に係るもののいずれも、名目手取り賃金変動率に調整率を乗じて得た率(当該率が1を下回るときは1を基準)として改定されます。平成27年度においては、名目手取り賃金変動率が1.023、物価変動率が1.027、調整率が0.991となったことから、これに該当し、平成27年度の改定率は、次の計算式により、「0.999」となっています。</p> <p>平成26年度の改定率(0.985)×名目手取り賃金変動率(1.023)×調整率(0.991) = 0.999</p>	
P754 「(1)年金額」表中	年金額 (平成26年度)	年金額 (平成27年度)
同表中 「1級」の欄	(=961,500円)	(= 975,100 円)
同表中 「2級」の欄	(=769,200円)	(= 780,100 円)
P755 【加算額】表中	平成26年度価額	平成27年度価額
同表中 「第1子・第2子」の欄	221,300円	224,500 円
同表中 「第3子以降」の欄	73,800円	74,800 円
P755 「(2)子の加算額」出題…14択中 下2,1行目	その年額は1,182,800円(平成26年度価額)である。	その年額は 1,199,600 円(平成27年度価額)である。
P755 「解説します」中上2~6行目	$780,900 \text{円} \times 0.985$ (平成26年度の改定率) $\approx 769,200 \text{円}$ (障害等級2級の額) $769,200 \text{円} \times 1.25 = \underline{961,500 \text{円}}$ (障害等級1級の額) $224,700 \text{円} \times 0.985 \approx \underline{221,300 \text{円}}$ (子の加算の額) 【合計】 $961,500 \text{円} + 221,300 \text{円} = \underline{1,182,800 \text{円}}$	$780,900 \text{円} \times \underline{0.999}$ (平成27年度の改定率) $\approx \underline{780,100 \text{円}}$ (障害等級2級の額) $\underline{780,100 \text{円}} \times 1.25 \approx \underline{975,100 \text{円}}$ (障害等級1級の額) $224,700 \text{円} \times \underline{0.999} \approx \underline{224,500 \text{円}}$ (子の加算の額) 【合計】 $\underline{975,100 \text{円}} + \underline{224,500 \text{円}} = \underline{1,199,600 \text{円}}$
P774 「(2)支給額」表中「平成26年度価額」の欄	平成26年度価額	平成27年度価額
	45,750円	46,770 円
	91,500円	93,540 円
	137,250円	140,310 円
	183,000円	187,080 円
	228,750円	233,850 円
	274,500円	280,620 円

P774 「(2)支給額」 表 横 コメント	平成 26 年度の保険料は 1 月 15, 250 円で、 45, 750 円は、その 3 倍に当たります。	平成 27 年度の保険料は 1 月 15, 590 円で、 46, 770 円は、その 3 倍に当たります。
P780 「(1)保険料」 表 中 「保険料改定率/28 年度」の欄	未確定	0. 976
同 「保険料額/平成 28 年度」の欄	未確定	16, 260 円
厚生年金保険法		
P838 下の「ポイント」中 下 2 行目	政令で定める審議会) に諮問	政令で定める審議会(地方年金記録訂正審 議会) に諮問
P851 「ポイント」中 上 1、2 行目	平成 26 年度については、～(中略)～「名 目手取り賃金変動率」を基準として	平成 27 年度については、～(中略)～「名 目手取り賃金変動率」(×調整率)を基準 として
P853 三つ目の「参考」中 下 2 行目	●平成 26 年度の従前額改定率は、0. 986 (昭和 13 年 4 月 1 日以前生まれ) 又は 0. 984	●平成 27 年度の従前額改定率は、 1. 000 (昭和 13 年 4 月 1 日以前生まれ) 又は 0. 998
P855 「(2)加給年金額」 表中 「平成 26 年度価額」 の欄	平成 26 年度価額	平成 27 年度価額
	221, 300 円 73, 800 円	224, 500 円 74, 800 円
P856 「(3)特別加算」 表 中 「平成 26 年度価額」の 欄	平成 26 年度価額	平成 27 年度価額
	32, 700 円	33, 200 円
	65, 300 円	66, 200 円
	98, 000 円	99, 400 円
	130, 600 円 163, 300 円	132, 500 円 165, 600 円
P864 (4) 支給停止となる 額 上 4 行目及び図中 (2 か所)	46 万円	47 万円
P871 「(2)定額部分の年 金額」 表中 「改定率」 の欄	0. 985 (平成 26 年度)	0. 999 (平成 27 年度)
P875 「(3)支給停止調整 開始額と支給停止調整変 更額」表中 「平成 26 年 度の額」の欄	平成 26 年度の額	平成 27 年度の額
	46 万円	47 万円
P875 「(4)支給停止とな る額」 表中 (6 か所)	46 万円	47 万円
同 図中 (2 か所)	46 万円	47 万円
P893 下 1 行目	1, 153, 800 円(平成 26 年度価額)	1, 170, 200 円 (平成 27 年度価額)
P899 下 2、1 行目	平成 26 年度価額 769, 200 円×3/4=576, 900 円	平成 27 年度価額 780, 100 円 ×3/4= 585, 100 円

社会保険に関する一般常識		
P943 上 18～21 行目	<p>【加入者数・受給者数の推移】（平成 24 年度 厚生年金保険・国民年金事業年報） 平成 25 年 3 月末現在、公的年金制度の加入者数は 6,736 万人、受給者数は 6,622 万人、年金総額は約 53.2 兆円となっており、公的年金制度の加入者数は対前年比で減少しているのに対し、受給者数及び年金総額は増加傾向にあります。</p>	<p>【加入者数・受給者数の推移】（平成 25 年度 厚生年金保険・国民年金事業年報） 平成 26 年 3 月末現在、公的年金制度の加入者数は 6,718 万人、受給者数は 6,800 万人、年金総額は約 52.8 兆円となっており、公的年金制度の加入者数と年金総額は対前年比で減少しているのに対し、受給者数は増加傾向にあります。</p>
P973 「(13)時効」の下に追加	<p>(14) 賦課決定の期間制限（法 160 条の 2）</p> <p>保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期（高齢者の医療の確保に関する法律又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなった場合にあっては、当該保険料を課することができることとなった日とします）の翌日から起算して2年を経過した日以後においては、<u>することができません</u>。</p>	
P973 下 10 行目	(14) 保険者協議会	(15) 保険者協議会
P983 ポイント 中 下 1 行目	11 月間の範囲で	24 月間の範囲で
P990 表中	②介護予防事業（一般介護予防事業）	②第 2 号事業（介護予防事業（一般介護予防事業））
P992 下 3、2 行目	平成 26 年度は 100 分の 29 です。つまり、特定地域支援事業支援額は、費用の総額の 100 分の 79 と	平成 27 年度から平成 29 年度は 100 分の 28 です。つまり、特定地域支援事業支援額は、費用の総額の 100 分の 78 と
P994 「(5)保険料率」中 出題…15 択 1、2 行目	原則 6 段階となっているが、市町村の判断で 7 段階にすることも	原則 9 段階となっているが、市町村の判断でより多段階にすることも
P995 「(2)時効」の下に追加	<p>(3) 賦課決定の期間制限（法 200 条の 2）</p> <p>保険料の賦課決定は、当該年度における最初の保険料の納期（介護保険法又はこれに基づく条例の規定により保険料を納付し、又は納入すべき期限をいい、当該納期後に保険料を課することができることとなった場合にあっては、当該保険料を課することができることとなった日とします）の翌日から起算して2年を経過した日以後においては、<u>することができません</u>。</p>	
P1005 「(1)目的」条文中 上 1 行目	児童手当法は、父母その他の保護者が	児童手当法は、 子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るため 、父母その他の保護者が
P1005 ポイント	政府は、～(中略)～(法 29 条の 2 第 1 項)。	削除
P1005 参考	「児童育成事業」とは、～(中略)～(法 29 条の 2)。	削除
P1006 「(3)定義」表中 「児童の欄」 2 行目	厚生労働省令	内閣府令
P1011 【不正利得の徴収】上 1 行目	市町村長は、	市町村長は、 地方税の滞納処分の例により 、
同 ポイント の上に追加	⇒ この徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとされています。	

P1012 「(1)費用の負担」 表中及び上の「ポイント」2行 目	一般事業主	拠出金
P1012 「(2)拠出金の徴収・納付」 本文、注意、 「参考」、「ポイント」	(2) 拠出金の徴収・納付～（中略）～徴収金の徴収の例により行われます。 出題 …20 択	削除
P1012 ページの最後に 「参考」を追加	参考 拠出金とは、子ども・子育て支援法に規定する拠出金のことです。子ども・子育て支援法において、児童手当の支給に要する費用のほか地域子ども・子育て支援事業に要する費用を併せて拠出金として一般事業主から徴収することとされています。	
P1013 「(1)児童手当に係る寄附」 参照条文	(法 22 条の 2)	(法 20 条)
P1013 「(2)受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等」 参照条文	(法 22 条の 3)	(法 21 条)
P1013 「(3)保育料の特別徴収」 参照条文	(法 22 条の 4)	(法 22 条)
同 1、2 行目	市町村長は、保育料を徴収する場合において、認定を受けた受給資格者が保育料を支払うべき扶養義務者である場合には、	市町村長は、 児童福祉法の規定に基づき保育料等の費用 を徴収する場合において、認定を受けた受給資格者が 当該費用 を支払うべき扶養義務者 等 である場合には、
P1014 「(5)時効」 1、2 行目	児童手当の支給を受ける権利及び拠出金その他児童手当法の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、	児童手当の支給を受ける権利及び 不正利得の徴収 の規定による徴収金を徴収する権利は、
P1014 「(6)審査請求等」	(6) 審査請求等 (法 24 条の 2、25 条)	(6) 不服申立てと訴訟との関係 (法 25 条)
同 表中 「審査請求」の欄	項目を削除	
P1015 「(3)社会保険労務士の業務」 表中「④紛争解決代理業務の欄」 下 4 行目	60 万円を超える	120 万円を超える
P1016 「参考」 上 2、3 行目	諸法令 (約 50 の法律とその法律に基づく命令)	諸法令 (約 60 の法律とその法律に基づく命令)
P1016 二つ目の「参考」の下に追加	<p>【 補佐人制度 】 (法 2 条の 2)</p> <p>社会保険労務士は、事業における労務管理その他の労働に関する事項及び労働社会保険諸法令に基づく社会保険に関する事項について、裁判所において、補佐人として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができます。</p> <p>⇒ この陳述は、当事者又は訴訟代理人が自らしたもののみなされます (当事者又は訴訟代理人がこの陳述を直ちに取消し、又は更正したときを除きます)。</p> <p>ポイント この規定に係る事務について、社会保険労務士法人は、その社員又は使用人である社会保険労務士 (「社員等」といいます) に行わせる事務の委託を受けることができます。</p> <p>⇒ この場合、社会保険労務士法人は、委託者に、社会保険労務士法人の社員等のうちからその補佐人を選任させなければなりません。</p>	

P1024 一つ目の参考 参照条文	(則 12 条の 11)	(則 12 条の 10 、12 条の 11)
P1024 一つ目の参考 一番上に内容を追加	● 社会保険労務士及び社会保険労務士法人が、「社会保険労務士の業務に規定する事務」や「補佐人としての出頭及び陳述に関する事務」を受任しようとする場合には、あらかじめ依頼者に 報酬の基準 を明示しなければなりません。	
P1045 「アドバイス」の 下にポイントを追加	<p>ポイント 地方厚生局（地方厚生支局を含みます）に、総括社会保険審査官 1 人を置き、社会保険審査官をもって充てます。</p> <p>⇒ 総括社会保険審査官は、命を受けて、社会保険審査官及び社会保険審査会法に規定する審査請求に関する事務を行い、及び社会保険審査官の行う事務を総括します。</p>	
P1048 【特別障害給付金の支給】表中「障害等級 1 級」の欄	49,700 円	51,050 円
同 表中「障害等級 2 級」の欄	39,760 円	40,840 円

【正誤】 上記書籍に、以下のような記述の誤りがありました。謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置	誤	正
P343 下 2 行目	当該支給単位期間の末日から起算して	当該支給単位期間の末日の 翌日 から起算して
P441 通達 中 上 1 行目	放棄	放棄
P701 「3 資格の喪失」 上 1 行目	附則 4 条の 2	附則 4 条
P897 ポイント の参照条文	(法 60 条 4 項)	(法 60 条 3 項)